

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第144号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者等の所得)</p> <p>第2条 条例第2条第4号の県営特定公共賃貸住宅の入居者及び同居者の規則で定めるところにより算出した所得は、入居者及び同居者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後1年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、知事が認定した額。以下この項において「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 入居者又は第1号に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき27万円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、40万円）</p> <p>(5) 入居者又は同居者に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦又は同項第31号に規定する寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき27万円（その者の所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）</p>	<p>(入居者等の所得)</p> <p>第2条 条例第2条第4号の県営特定公共賃貸住宅の入居者及び同居者の規則で定めるところにより算出した所得は、入居者及び同居者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後1年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、知事が認定した額。以下この項において「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とする。</p> <p><u>(1) 入居者又は同居者に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下この号において「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき10万円（その者の給与所得等の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 入居者又は第2号に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき27万円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、40万円）</p> <p>(6) 入居者又は同居者に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき27万円（その者の所得金額から第1号の規定により控除する金額を控除した残額が27万円未満である場合には、当該残額）</p> <p><u>(7) 入居者又は同居者に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき35万円（その者の所得金額から第1号の規定により控除する金額を控除した残額が35万円未満である場合には、当該残額）</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則第2条の規定は、令和3年7月1日以後に入居の申込みをした者に係る所得の計算（以下「所得計算」という。）について適用し、同日前に入居の申込みをした者に係る所得計算については、なお従前の例による。